

第8節 ICT国際戦略の推進

1 国際政策における重点推進課題

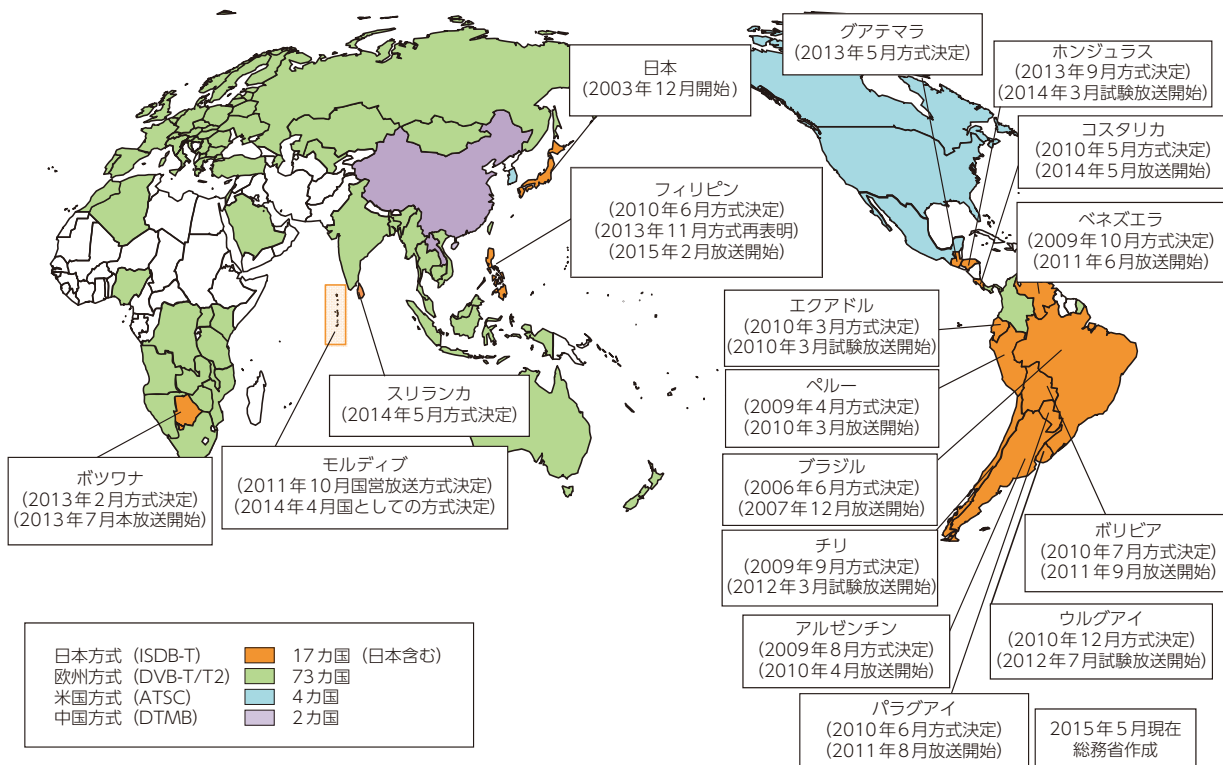
1 ICT海外展開の推進

総務省では、我が国のICT産業の国際競争力強化を目的に、ICT企業の海外展開への支援として、海外での各種普及・啓発活動の実施、諸外国の情報通信事情の収集・発信等の活動を行っている。

ア 地上デジタルテレビ放送日本方式採用を契機としたICT分野の国際展開

地上デジタルテレビ（以下「地デジ」という。）放送分野においては、官民連携で日本方式（ISDB-T）の普及に取り組んでおり、2006年（平成18年）に日本方式を採用したブラジルと協力しながら、日本方式採用を各国に働きかけている。日本方式には、①国民の命を守る緊急警報放送、②携帯端末でのテレビ受信（ワンセグ）、③データ放送による多様なサービスといった、他方式にはない強みがある。これらにより、日本方式は、放送をデジタル化するだけでなく、防災・減災に威力を発揮し、さらには、データ放送と連携した遠隔医療・教育の充実等、国家の基盤である通信・放送、医療、国土管理といった分野や社会的課題の解決に貢献できる。日本方式を採用することで、緊急時には命を守り、平常時には便利な暮らしをつくる、放送に加えてICTを複合化させることで新しい暮らしを実現できると、各国に提案しているところである。その結果、中南米・アジア・アフリカ地域で合計17か国（平成27年5月現在）が日本方式の採用を決定するに至った。日本方式採用国に対しては、トップセールスと連動させながら、政府間会合による協力、国際セミナーの開催、キーパーソンの招へい実施、技術研修の実施等を通して、地デジネットワークの構築といったインフラ面のみならず、放送コンテンツ等のソフト面も含めた放送関連市場への日本企業の国際展開支援を実施している。さらに、日本方式の採用働きかけを通じて培った協力関係をICT分野全体に広げることで、ICT分野における日本企業の進出支援（遠隔教育、電子政府、防災ICT等）を行っている。日本方式の展開は、我が国のICT分野の国際展開の一環として位置づけて取り組んでおり、これを契機としたICT分野全体の国際展開の強化に取り組んでいく（[図表8-8-1-1](#)）。

図表8-8-1-1 世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向



イ 防災ICTの国際展開

世界での自然災害の発生件数は最近30年間に大きく増加しており、世界各国において、防災への関心が高

まっている。2015年3月には仙台市にて、国内外からのべ約15万人以上が参加し、我が国で開催された最大級の国際会議となる第3回国連防災世界会議が開催された。本会議では「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。この枠組には、国際社会が取るべき優先行動が掲げられており、早期警報システム、緊急通信等の確保や通信インフラ等の強靱性確保などICT関連の記述も多く盛り込まれている。同会議では、安倍総理が「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、日本として今後4年間で計40億ドルの協力の実施及び計4万人の人材育成を行うことを表明した。このイニシアティブにおいては、基本方針でICTを含めた日本の知見・技術の活用が盛り込まれている。また、同イニシアティブには具体的施策3分野（ソフト、ハード、グローバルな協力・広域協力）も掲げられており、ソフト支援では災害の観測、予測、予警報のための技術の一つとしてICT、ハード支援では情報インフラ基盤の整備・防災に係る情報通信施設等の整備、グローバルな協力・広域協力ではASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）への支援など、いずれにもICT関連記述が盛り込まれている。

我が国は、災害情報の収集・分析・配信をICTを用いて行うことで効率的・効果的な災害対策を可能とする防災ICTシステムについて、世界で最も進んだ技術・ノウハウを有する国のひとつである。総務省では、このような防災ICTシステムの国際展開を推進しており、各国政府へのトップセールスを契機に、相手国と協力方針・プロジェクトを協議する政策対話、防災ICTソリューションの現地での適用可能性を確認するフィージビリティスタディ・実証実験、各国の防災ICT関係者に研修を行う人材育成セミナー等を実施し、アジア、中南米諸国等で成果を上げている。

特に、災害多発国であり防災ICTのニーズが高いインドネシア、フィリピンでは以下の取組を進めている。

インドネシアでは、防災情報の収集・分析・配信を一貫して行い、住民へ迅速かつ確実に伝達する我が国の防災ICTシステムについて、2011（平成23年度）、2012年度（平成24年度）に実証実験を行った。2013年（平成25年）4月には、総務省とインドネシア通信情報省の大臣間で、防災ICTの同国における早期導入に向けて相互に協力することで合意している。これらにより、インドネシア通信情報省・国家防災庁等とICT共同作業部会を4回開催するなど、防災ICT導入に向けた協議を進めている。さらに、上記両大臣間の合意に基づき、2013年（平成25年）8月には同国よりODA要請（防災無償）が寄せられており、2014年（平成26年）11月から、JICAが協力準備調査を行っている。

また、フィリピンでは、地上デジタルテレビ放送日本方式の採用を機に、日本方式の特長・機能を活かした緊急警報放送等の防災に資するICTシステムの導入可能性に関する調査を2014年度（平成26年度）に実施した。また、被災地に搬入して通信機能を迅速に応急復旧させる通信設備である移動式ICTユニット（MDRU）の実証実験を国際電気通信連合（ITU）、フィリピン政府と共同でセブ島にて2014年度（平成26年度）から行っている。

ウ 各国ICTプロジェクトの展開

ASEAN地域は6億人を超える人口を有し、我が国企業の進出意欲も旺盛な、成長著しいICT市場を擁している。またASEAN諸国は、2015年（平成27年）までに「政治・安全保障共同体」、「経済共同体」、「社会・文化共同体」から成る「ASEAN共同体」の実現を目指し、ASEAN域内の連結性を強化する各種取組を進めており、ICTに関してもネットワークや制度の整備に取り組んでいる。また、世界第二位の人口を擁するインドは、貧困層の生活水準向上等の社会的課題解決を目指し、モディ政権下で定められた「デジタル・インド」に基づいて各種ICT施策に取り組んでいる。このような状況を踏まえ、近年総務省では、日本企業の関心も高いASEAN諸国やインドをはじめとするアジアに対する我が国ICTの国際展開に係る取組を特に強化している。

また、中南米地域は、ブラジル、メキシコといった巨大な人口と大きな潜在成長力を誇る国々や、ペルー、コロンビアといった近年安定した成長を見せる国々を擁しており、成長性のある市場であるところ、2014年（平成26年）7月から8月にかけて総理は、経済界関係者とともに中南米5カ国（メキシコ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、チリ、ブラジル）を訪問した。コロンビア、チリ、ブラジルとの共同声明では、地デジやICT分野における協力推進の意向が表明されている。2016年（平成28年）は地デジ日本方式が海外で採用されて10周年を迎える。中南米諸国に対して、地デジ日本方式採用を契機としたICT分野全体の国際展開の強化に重点的に取り組んでいる。

各国別の取組として、主なものは以下のとおりである。

(ア) アジア等

A ミャンマー

ミャンマーは、2010年（平成22年）の総選挙を経た民政移管後、政治・経済改革を進めたことで、外資の

流入等を背景とした急速な経済成長を遂げている。ICT分野においても、電話（固定・携帯を含む）普及率を2015年（平成27年）～2016年（平成28年）に75～80%まで増やすことが目標として掲げられ、通信需要は今後急速に拡大することが見込まれている。

我が国は、同国からの要請を踏まえて、無償資金協力「通信網緊急改善計画」（17億円）による通信網整備を実施し（2012年（平成24年）12月交換公文署名）、これにより、同国で開催された2013年（平成25年）12月の東南アジア競技大会及び2014年のASEANサミットの円滑な実施にも貢献した。

さらに、同無償資金協力で整備した通信インフラを拡張するため、3都市（ヤンゴン、ネーपीドー、マンダレー）間を結ぶ基幹通信インフラ、ヤンゴン市内の通信インフラ等の整備を行う円借款「通信網改善事業」（105億円）について、2015年3月に交換公文署名が行われた。

また、ミャンマー国営郵便・電気通信事業者（MPT）の独占体制であった同国電気通信市場に、2014年8月にオーレドゥー（カタル）、同年9月にテレノール（ノルウェー）が参入し、市場競争が導入された。MPTはこれに対抗するため、外資企業をパートナーに受け入れることを決定し、2014年7月、MPTとKDDI・住友商事が共同で通信事業を行うことに合意し、同年9月から共同事業を開始している。

このように、民政移管後、本邦企業がミャンマーへの進出を進めている中で、情報通信インフラ整備はICT企業以外にとってもビジネス環境の整備の面から喫緊の課題であるため、引き続き同国への支援を進めていく。

B ベトナム

総務省は、2010年（平成22年）9月にベトナム情報通信省との間で署名され、2013年（平成25年）9月に更新された「情報通信分野における包括的な協力関係の推進に係る覚書」に基づいて協力関係の構築を進めてきている。

協力の具体的な取組としては、2015年（平成27年）1月にハノイで総務省とベトナム情報通信省との共催により日越ICTフォーラムを開催し、日本からは総務副大臣を団長とする日本企業62社、総勢約200名で構成される官民ミッション団が参加した。ベトナム側からは、情報通信省、交通運輸省等の政府機関、ベトナム郵便電気通信グループ、ベトナム郵便、FPT等の企業から600名以上が参加した。本フォーラムでは、日本企業によって防災、農業ICT、交通（ITS）及び次世代放送に関するプレゼンが実施されるとともに、25の展示ブースが設置され、ベトナムにおける日本企業のビジネス展開支援に取り組んだほか、総務省と情報通信省との間で「郵便分野における協力に関する覚書」に署名し、両国郵便間の協力関係構築支援、日本企業によるベトナムにおける郵便・郵便局を活用したビジネス展開の支援等について合意した。併せて、日本企業18社によるベトナム郵便に対するビジネス提案会を実施した。また、情報通信分野における日越二国間協力関係の強化を図るため、総務副大臣と副首相、情報通信大臣等との間で会談を行い、次世代放送、郵便、防災、農業ICT、交通（ITS）、情報セキュリティなどの分野において、両省間でより一層協力関係を強化していく旨合意した。

C タイ

総務省は、2015年（平成27年）2月にバンコクでタイ国家放送通信委員会との共催により次世代放送・超高速ネットワークセミナー（総勢約200名が参加）を開催した。タイ側からは、政府機関、放送事業者をはじめ教育・医療・交通（鉄道/空港）関係など多数の民間機関が参加した。本セミナーでは、さっぽろ雪まつりの4Kライブ伝送や4K・8K技術によるビジネス・生活の変革の方向性に関するパネルディスカッションを実施するとともに、日本企業による4Kディスプレイ・カメラ、ハイブリッドキャスト等の次世代放送に関する展示を合わせて実施した。同じく2015年（平成27年）2月には、日タイ首脳会談後に発出された日タイ共同プレス声明において、情報通信技術分野における協力の重要性を確認し、協力活動を推進することで一致した。こうした動きをさらに連携・加速していくため、2015年（平成27年）4月に総務大臣がタイを訪問し、首相、情報通信技術大臣、国家放送通信委員会委員長らと会談し、両国間の協力関係を一層強化していくことで合意した。また、防災、サイバーセキュリティ、郵便等の分野における協力を推進するため、総務省と情報通信技術省との間の「情報通信技術分野における協力に関する共同声明」に署名したほか、国家放送通信委員会との間では、国際ローミング料金の低廉化に向けた協議の開始や放送コンテンツ・次世代放送分野での協力強化を内容とする「通信・放送分野の協力に関する共同プレス声明」を発出するなど、協力関係の構築を進めてきている。

D インドネシア

ASEAN諸国の中でも最大の人口、経済規模を有するインドネシアに対しては、2010年（平成22年）に、総務大臣とインドネシア通信情報大臣との間で「日・インドネシア間の情報通信分野における包括的な協力に係る覚書」の交換を行うなど協力関係の構築を進めてきている。

2014年度（平成26年度）には、インドネシア通信情報省との間で、防災ICT（取組に関しては、「本節第1項□イ 防災ICTの国際展開」に記述）、デジタル・ディバイド解消、電子政府等の分野で協力を進めている。

デジタル・ディバイドでは、ブロードバンド網が整備されていないルーラルエリアにて、テレビ放送が使用していない空き周波数帯を活用したブロードバンド無線通信システムの実証実験を実施した。インドネシア側から技術面、経済・社会面で高い評価が得られたため、今後は、技術的協力を進めることで、インドネシア政府のデジタル・ディバイド解消基金（ICT基金）を活用した全国展開を目指す。

電子政府構築では、インドネシアは、2015年（平成27年）中に電子認証基盤^{*1}の実運用を開始することを目標としているものの、現状は、複数の認証基盤が乱立している。そこで、総務省は2013年度（平成25年度）、2014年度（平成26年度）に実証実験を実施して、我が国の政府認証基盤で活用している技術・ノウハウを提示しており、それに基づき、インドネシア通信情報省は、総務省と連携しつつ、2015年（平成27年）から自らの予算によるプロジェクトを実施する。

E インド

インドでは、総務省とインド通信IT省との「日印ICT協力枠組み」に基づき、2014年（平成26年）1月に第1回合同作業部会を東京で、同年12月に第2回会合をニューデリーで開催した。第2回会合では日印共同プロジェクト（グリーンICT、サイバーセキュリティ協力、防災ICT、社会的課題解決のためのICT利活用）の選定を行い、そのうちグリーンICTについては、2014年度（平成26年度）総務省予算による調査研究を、社会的課題解決のためのICT利活用については、2013年度（平成25年度）の調査研究を踏まえた実証実験を2014年度（平成26年度）総務省予算により実施した。

（イ）中南米地域におけるICTの国際展開

A ブラジル

ブラジルでは、2006年（平成18年）6月に、海外では初めての地上デジタルテレビ放送日本方式が採用された。これ以降、主として地デジ移行等の放送分野において、日本との協力が活発に行われてきた。2013年（平成25年）7月、ブラジルを訪問した総務大臣とブラジル通信大臣との間で、二国間協力を放送分野からICT分野全体に拡大強化する旨の合意がなされた。これを受け、総務省とブラジル連邦通信省は、2014年（平成26年）5月、サンパウロにて「日伯ICTダイアログ」を開催した。同ダイアログにおいては、日伯両国の参加企業から、協力可能性のあるテーマ、技術などについての説明がなされた。総務省とブラジル連邦通信省は、様々な社会課題の解決に向けたICT分野の具体的協力プロジェクトや情報通信基盤整備の協力を進めている。

B ペルー

ペルーでは2009年（平成21年）4月に地デジ日本方式が採用された。それ以降、JICA専門家派遣等の支援により総務省とペルー運輸・通信省との間では放送分野における継続的な協力関係が構築されている。現在、日本方式のメリットの一つである緊急警報放送（EWBS）の機能を備えた広域防災システムの整備が進んでおり、実用化が行われると中南米で初めてのケースとなる。今後は地震・津波等の自然災害の多いエクアドルやチリ等近隣諸国にも導入されていくことが期待されている。

C チリ

チリでは、2009年（平成21年）9月に地デジ日本方式が採用されて以降、地デジ分野において専門家派遣やセミナー開催、研修実施等によって我が国との連携がなされてきた。この協力関係を核としつつ、2015年（平成27年）2月、チリ運輸通信省通信次官が来日した際には、両国間の協力関係を地デジからICT分野全体へ広げることを確認し、日チリ双方が関心を有する案件を、具体的に官民共同でプロジェクト化することを目指すことについて一致し、2015年（平成27年）5月には、総務副大臣がチリを訪問し、通信衛星やデジタル網整備を含むICT分野協力強化に関する共同声明に署名が行われた。

D エクアドル

エクアドルでは、2010年（平成22年）3月に地デジ日本方式を採用して以来、地デジ分野で協力関係にある中で、2014年（平成26年）4月、総務副大臣がエクアドルを訪問し、副大統領、危機管理庁長官と会談を実施した。この会談では、防災や教育といった様々な分野に地デジを含むICTを活用することについて、両国が協力していくことで意見が一致した。また、エクアドル通信・情報社会大臣との間で、エクアドルと日本の地デジ分野における更なる協力強化及びICT分野全体での協力関係の強化について合意し、両国間でのICT分野の連

*1 利用者本人であることを認証する電子証明書を発行するシステム。

携を進めるため「ICT政策対話」を定期的で開催していく等の内容が盛り込まれた共同声明に署名が行われた。また、総務省は、2014年（平成26年）11月、エクアドルへICT官民合同ミッション団を派遣し、エクアドル通信・情報社会省とともに「日エクアドルICT国際フォーラム」を開催した。2015年（平成26年）1月には、エクアドル通信・情報社会省との間で同フォーラムを踏まえた今後のICT分野での協力の方向性について合意に至り、南米での具体的なICT官民共同プロジェクトの実施を内容とする初めての覚書に署名している。

E コロンビア

コロンビアでは、デジタル網整備に関する日本政府とコロンビア政府との協力に関し、首脳レベルでの関心事項となっており、2014年（平成26年）7月の総理大臣のコロンビア訪問時に発出された共同声明にも盛り込まれている。また、2014年（平成26年）11月には、ICT官民ミッション団をコロンビアに派遣し、2015年（平成27年）3月、コロンビア情報技術・通信省次官一行を招聘した際、総務省とコロンビア情報技術・通信省との間で、ICT分野における協力覚書に署名している。

2 ICT海外展開のための環境整備/円滑な情報流通の推進のための環境整備

ICT海外展開や円滑な情報流通の推進のための環境整備として、総務省は、サイバー空間に関する国際的なルールづくり、ICT分野における貿易自由化の推進、戦略的国際標準化の推進に取り組んでいる。

ア サイバー空間の国際的なルールに関する議論への対応

(ア) サイバー空間の国際ルールづくり

インターネットは、その上で多様なサービスのサプライチェーンやコミュニティなどが形成され、いわば一つの新たな社会領域（「サイバー空間」）となっており、インターネットは世界的に社会・経済活動に不可欠なインフラとなっている。また、いわゆる「アラブの春」に代表されるような民主化運動においてもインターネットやソーシャルメディアが大きな役割を果たしていると言われていた。こうしたことを受け、新興国・途上国においては、ネットへの規制や政府の管理を強化する動きが強まっている一方、欧米諸国は、首脳や閣僚が主導して情報の自由な流通やインターネットのオープン性等の基本理念を表明しており、2011年（平成23年）以降、インターネットに関わる様々な国際会合が開催され、サイバー空間の国際ルールの在り方に関する議論が活発に行われている。

2012年（平成24年）12月には、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）において、各国政府を法的に拘束する国際電気通信業務に関する国際的な取り決めである国際電気通信規則（ITR:International Telecommunication Regulations）の改正審議を行うため、世界国際電気通信会議（WCIT-12: World Conferences on International Telecommunications）が開催され、インターネットへの国やITUの関与の在り方や、セキュリティや迷惑メール対策の国際ルール化が主な争点となったが、国際的な合意の形成にまでは至らず、最終的には開発途上国を中心とした支持により投票を経て改正ITRが採択された（我が国を含む、欧米諸国等55か国が署名せず）。

これらの議論に対して、総務省は、サイバー空間の国際的なルールづくりに関し、①民主主義を支えるだけでなく、イノベーションの源泉として経済成長のエンジンとなる情報の自由な流通に最大限配慮すること、②サイバーセキュリティを十分に確保するためには、実際にインターネットを用いて活動しており、ネットワークを管理している民間企業や市民社会など民間部門の参画（マルチステークホルダーの枠組）が不可欠であること、の2点を重視し、二国間及び多国間会合における議論に積極的に参加している*2。

なお、改正ITRについては、2014年（平成26年）10月から11月にかけて開催のITU全権委員会会議において、ITU理事会に設置される専門家グループにより、2017年（平成29年）から検討を行い、2018年（平成30年）の全権委員会会議において判断することが承認された。

(イ) サイバーセキュリティに関する二国間対話

サイバーセキュリティに関する議論については、政府横断的な取組（ホールガバメントアプローチ）が行われており、日米間では、2013年（平成25年）に第1回を開催した「日米サイバー対話」の第2回会合が2014年（平成26年）4月に開催され、重要インフラに係るサイバーセキュリティ、国内政策動向、サイバー防衛、国際協力等について議論されたほか、2014年（平成26年）9月に開催のインターネットエコノミーに関する「日米

*2 サイバー空間の在り方に関する国際議論の動向：
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/cyberspace_rule/index.html

政策協力対話（第6回局長級会合）」の場でも、サイバーセキュリティ分野におけるベストプラクティスの共有や共同意識啓発活動における連携の継続について、意見の一致をみた。

また、日EU間では、2014年（平成26年）10月に第1回となる「日EUサイバー対話」を開催し、開かれて安全なサイバー空間保護の重要性、既存の国際法のサイバー空間への適用等について議論がされたほか、2015年（平成27年）3月に開催した「日EU ICT政策対話」の場でも、日欧間のセキュリティ分野での研究開発協力に関する情報共有や、欧州のネットワーク・情報セキュリティ指令案を巡る動向等について意見交換を行った。

イ ICT分野における貿易自由化の推進

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）を中心とする多角的自由貿易体制を補完し、2国間の経済連携を推進するとの観点から、我が国は経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）や自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の締結に積極的に取り組んでいる。2015年（平成27年）3月末現在で、シンガポール、メキシコ、マレーシア、タイ、チリ、フィリピン、ブルネイ、インドネシア、ASEAN、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア及びモンゴルとの間でEPAを締結しているほか、現在、環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans Pacific Partnership）協定、日中韓FTA及びRCEP（東アジア地域包括的経済連携）といった広域経済連携交渉を行うとともに、カナダ、コロンビア、EU及びトルコとの間でEPA締結に向けた交渉を行っている（韓国とは交渉中断中、湾岸協力理事会（GCC：Cooperation Council for the Arab States of the Gulf）諸国とは交渉延期中）。日中韓FTA、RCEP、日EU・EPA交渉は2013年（平成25年）から交渉開始し、RCEPについては2015年（平成27年）末までに交渉を終えることが目指されている。いずれのEPA交渉においても、電気通信分野については、WTO水準以上の自由化約束を達成すべく、外資規制の撤廃・緩和等の要求を行うほか、相互接続ルール等の競争促進的な規律の整備に係る交渉や、締結国間での協力に関する協議も行っている。

ウ 戦略的国際標準化の推進

情報通信分野では、技術開発のスピードの加速化や製品・サービスの高度化が急速に進展しており、国際標準化活動においても、標準策定に要する時間が比較的短い民間主体のフォーラム等で標準が策定され、そこで策定された標準を公的な標準化機関で追認する例が見られるようになっている。

総務省では、こうした標準化を取り巻く環境の変化を踏まえ、中長期的な研究開発戦略や諸外国の政策等を踏まえた標準化の重点分野の在り方や標準化を促進する際の官民役割分担の在り方について、情報通信審議会に「情報通信分野における標準化政策の在り方」を諮問し、平成24年7月に最終答申を受けた。

この最終答申では、標準化の重点分野として、当面はスマートグリッド、デジタルサイネージ、次世代ブラウザ、中長期的には新世代ネットワーク（次世代ワイヤレスネットワークを含む）が示されるとともに、各分野の標準化の必要性や達成目標等を具体化した「標準化戦略マップ」が策定されている。さらに、標準化活動における効果的な取組として、国際連携・協調の強化の他、標準化活動におけるリスクマネジメントの考え方、標準化人材の確保、標準化活動の推進における官民連携の在り方等について、国による支援の在り方や民間主導で一層主体的に取り組む事項が取りまとめられた。

また、平成26年6月に取りまとめたスマート・ジャパンICT戦略における国際戦略であるICT国際競争力強化・国際展開イニシアティブにおいても、標準化の重点分野として、スマートグリッド、デジタルサイネージ、次世代ブラウザ（Web and TV等）、新世代ネットワーク（ネットワーク仮想化、M2M/センサーネットワーク）、フォトニックネットワーク等が挙げられている。

総務省では、これらを踏まえ、利用者の利便性向上や我が国の国際競争力強化等を図るため、戦略的に国際標準化活動を推進している。

2 国際的な枠組における取組

1 多国間の枠組における国際政策の推進

ア アジア太平洋経済協力（APEC）

アジア太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）は、アジア・太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の主要国・地域が参加する国際会議である。電気通信分野に関する議論は、電気通

信・情報作業部会（TEL：Telecommunications and Information Working Group）及び電気通信・情報産業大臣会合（TELMIN：Ministerial Meeting on Telecommunications and Information Industry）を中心に行われている。

総務省は、2014年（平成26年）9月に開催された第48回TEL会合から自由化分科会の議長を担当しており、議長として貢献しつつ我が国の情報通信政策の紹介を行う等、APEC参加国・地域間で共有すべき目標である「ユニバーサル・ブロードバンド・アクセス」等の推進に向けてAPECの情報通信関連活動を積極的に展開している。2014年（平成26年）は、2012年（平成24年）8月の第9回TELMINにおいて承認された「TEL戦略行動計画」に基づいて、①新たな成長へ向けたICT開発、②ICT利活用を通じた社会経済活動の向上、③安全・安心なICT環境の推進、④地域経済統合の促進、⑤ICT分野における協力の強化について調査研究、ワークショップ開催等の活動を行った。また、2015年（平成27年）3月には、第10回TELMINがマレーシア（クアラルンプール）で開催され、①ICTイノベーションの展開とサポート、②安全で強靱かつ信頼できるICT環境の促進、③地域経済統合の促進、④デジタルエコノミーとインターネットエコノミーの強化、⑤連携強化の5つの柱からなる2016年～2020年におけるTEL戦略計画が策定された。

イ アジア・太平洋電気通信共同体（APT）

アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）は、1979年（昭和54年）に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関であり、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を行っている。

総務省は、これまで我が国からの特別拠出金の活用等を通じて、我が国が強みを有するICT分野に関する研修員の受け入れ、ICT技術者／研究者交流といった支援を行っている。2014年（平成26年）11月のAPT総会で我が国の近藤勝則氏が事務局次長に当選したところであり、今後もAPT活動の重要性にかんがみ、我が国としての貢献を継続していく。

ウ 東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South-East Asian Nations）は、東南アジアの10カ国からなる地域協力機構であり、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力を主な目的としている。我が国はASEANの対話国として、日ASEAN首脳会議や日ASEAN情報通信大臣級会合等を開催し、協力を進めている。特に、2013年（平成25年）12月には、日ASEAN友好協力40周年を記念し、日・ASEAN特別首脳会議を開催した。同会議では、日本とASEANの未来の方向性を示す文書である「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」が採択され、ICT及びサイバーセキュリティにおける協力の促進、さらに、「ビジョン・ステートメント実施計画」においては、「ASEANスマートネットワーク構想」を含めたICT分野における一層の協力促進が盛り込まれた。また、2015年（平成27年）1月にタイで開催された日ASEAN情報通信大臣級会合では、2015年に実現予定のASEAN共同体を踏まえて協力を強化していくことに合意し、また、「ASEAN ICT マスタープラン2015」後の政策課題について議論を行った。さらに、2015年以降のASEANにおけるICT戦略策定への貢献策として、本年5月にタイにおいて、「ASEAN ICT マスタープラン2015」後のICT政策の在り方に関するシンポジウムを日ASEAN間で開催することに合意している。

サイバーセキュリティ分野での日・ASEAN間の協力強化については、2013年（平成25年）9月に東京で開催された「日・ASEANサイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議^{*3}」において、PRACTICE及びマルウェア感染警告（DAEDALUS）からなる技術協力（JASPER）や専門家派遣等を通じた5年間で1,000人規模の政府職員向けの研修の実施（日・ASEANサイバーセキュリティ人材育成イニシアティブ）を含む共同声明が発表された。この共同声明で合意された活動は同年10月にフィリピン（マニラ）で開催された第6回「日・ASEAN情報セキュリティ政策会議」にて具体化され、さらに2014年（平成26年）10月に東京で開催された第7回「日ASEAN情報セキュリティ政策会議」にて、共同声明で合意された連携策について進捗確認を行うとともに、引き続き国際的な連携を強化していくことが確認された。同年10月には、「日ASEAN情報セキュリティワークショップ」をフィリピン（マニラ）にて開催し、ASEANのISP間の情報共有方策及び連絡演習といった連携策について議論を行った。

*3 日・ASEANサイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議の結果：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000056.html

我が国同様に自然災害が多いASEANでは、域内の自然災害等や緊急事態時に、加盟国の対応機関間の連絡・調整を行うことを目的として、「ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）」が2011年（平成23年）11月に開設された。我が国は、日・ASEAN統合基金（JAIF）等を通じて関連設備の整備を行っている。総務省は、フェーズ1としてICT機器の整備、フェーズ2としてASEAN10か国の災害対応機関を結ぶ通信ネットワークの構築及び情報共有システムの導入を行い、今後フェーズ3として緊急通信設備の整備等を行う予定である。また、ICT専門家派遣や人材育成等も実施しているところである。

エ 国際電気通信連合（ITU）

国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union（本部：スイス（ジュネーブ）。193か国が加盟）は、1865年パリで創設の万国電信連合と1906年ベルリンで創設の国際無線電信連合が、1932年マドリッドにおいて統合の後に発足した組織であり、2015年（平成27年）で設立150周年を迎える。

国際連合（UN）の専門機関の一つで、電気通信の改善と合理的利用のため国際協力を増進し、電気通信業務の能率増進、利用増大と普及のため、技術的手段の発達と能率的運用を促進することを目的としている。

ITUは、

- ① 無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）
- ② 電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）
- ③ 電気通信開発部門（ITU-D：ITU Telecommunication Development Sector）

の3部門から成り、周波数の分配、電気通信技術の標準化及び開発途上国における電気通信分野の開発支援等の活動を行っている。我が国は、各部門における研究委員会の議長・副議長及び研究課題の責任者を多数輩出し、勧告を提案するなど、積極的に貢献を行っている。

また、2014年（平成26年）10月から11月の間、4年に1度の全権委員会議が韓国（釜山）で開催され、ITUの財政計画、国際インターネット関連公共政策課題及び国際電気通信規則（ITR）のレビュー等について審議がなされた。理事国選挙においては、我が国が1959年以来連続11回目の当選を果たすとともに、無線通信規則委員会（RRB:Radio Regulations Board）委員選挙では、我が国の伊藤泰彦氏（KDDI顧問）が再選を果たした（なお、同氏は2015年（平成27年）3月に開催された同委員会において、全会一致により同委員会議長に選出された。）。

（ア）ITU-Rにおける取組

ITU-Rでは、あらゆる無線通信業務による無線周波数の合理的・効率的・経済的かつ公正な利用を確保するため、周波数の使用に関する研究を行い、無線通信に関する標準を策定するなどの活動を行っている。

国際的な周波数分配等を規定する無線通信規則の改正を目的として3～4年に一度開催される世界無線通信会議（WRC：World Radiocommunication Conference）が、2015年（平成27年）11月にスイス（ジュネーブ）で開催される予定である。

2015年に開催されるWRC（WRC-15）に向けては、「IMTへの追加周波数特定」、「自動車用高分解能レーダーの周波数分配」、「固定衛星業務への周波数追加分配」、「将来の世界無線通信会議の議題」など、30を超える議題が設定され、関連研究委員会（SG：Study Group）やAPT等の地域標準化機関等において、各議題について技術面・規則面の観点から検討が行われており、我が国は積極的に議論に貢献している。

特に、「IMTへの追加周波数特定」については、候補周波数帯、各帯域における他業務との共用等の検討が行われており、我が国は寄与文書の提出等、積極的に活動している。また、「将来の世界無線通信会議の議題」については、第5世代移動通信システム（5G）用周波数の国際的な分配に向けて、2019年に開催されると見込まれるWRC（WRC-19）の議題として設定されるよう他国と連携しつつ積極的に提案を行っている。

（イ）ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、通信ネットワークの技術、運用方法に関する国際標準や、その策定に必要な技術的な検討が行われている。

ITU-Tにおける将来の国際標準化の検討体制や国際標準を策定する他機関との連携・協力等について議論する必要があるとの認識の高まりを受け、2012年世界電気通信標準化総会（WTSA-12：World Telecommunication Standardization Assembly 2012）においてこれらの課題について検討を行うために、我が国からの提案に基づきレビュー委員会が設置された。2015年1月に行われたITU-T レビュー委員会会合（第4回）では、ITU-Tにおける、標準化戦略機能の強化策、既存研究委員会（SG：Study Group）体制等の評価、フォーカスグループ（FG）成果文書の勧告化作業への迅速な移行策等について議論された。特に、標準

化戦略機能の強化策については、電気通信標準化諮問委員会（TSAG：Telecommunication Standardization Advisory Group）が有する戦略策定機能の活性化を図るために、市場・技術の変化にタイムリーに対応するために開催頻度が多く、TSAGに提言する機能を有する組織をTSAGの下に新たに設置することが検討されている。レビュー委員会での検討結果は、WTSA-16に報告されることとなっており、報告に向けて引き続き審議が継続される。

また、画像符号化やIPTV、デジタルサイネージ、モノのインターネット（IoT）、医療の情報化（e-health）、高度道路交通システム（ITS）等のマルチメディア分野の標準化を議論している第16研究委員会（SG16）会合が、昨年、札幌で開催された。同会合では、画像符号化方式の拡張（スケーラブル機能の追加等）やデジタルサイネージの災害時運用条件等、多数の勧告案が承認され、その後の審議を経て勧告化に至っている。

FGに関しては、先般活動を終了した災害対策FGについては、成果物が第2研究委員会（SG2：サービス提供の運用側面及び電気通信管理について取り扱う。）と第15研究委員会（SG15：伝送、アクセス及びホームのための網、技術及びインフラについて取り扱う。）に移管され、「災害伝言板」、「災害音声配信サービス」や被災地域の早急な通信サービスの回復のための「移動式ICTユニット」等の勧告策定作業が進められている。また、2014年6月のTSAG会合で、FGが新たに2つ設置された。途上国等のより多くの人々が銀行口座を簡便に持てるようにするモバイル決済サービスのためのセキュアな通信プロトコル等を検討するFGと、マレーシア航空機事故を受けて行われたICAOとの検討からマレーシアが設置を提案した、フライトデータのリアルタイムモニタリングを検討するFGである。

ITU-Tでは重要なテーマに関する審議が多数なされており、引き続き、ITU-Tの国際標準化活動に積極的に取り組んでいく。

（ウ）ITU-Dにおける取組

ITU-Dでは、開発途上国における電気通信分野の開発支援を行っている。ITU-Dにおける最高意思決定会議として4年に1度開催される世界電気通信開発会議（WTDC-14：World Telecommunication Development Conference 2014）が、2014年（平成26年）3月～4月に、アラブ首長国連邦（ドバイ）で開催され、今後の活動指針となる宣言及び行動計画等の採択が行われた。SG等の議長・副議長については、我が国から新たに副議長1名が任命された。

総務省では、開発途上国の電気通信の開発の促進及び向上への貢献に加え、災害対策への情報通信技術の利活用等、日本の経済成長を促す上でも有効となる、我が国発の情報通信技術やシステムの海外普及に寄与することなどを目指し、ITU-D研究委員会への参加、ITU-Dに関連する会議の国内開催等各種活動を行っている。

2014年（平成26年）11月には、ITUの電気通信やICT計測全般についての課題を議論する世界電気通信/ICT指標シンポジウム（WTIS: World Telecommunication/ICT Indicators Symposium）がジョージア（トビリシ）で開催された。我が国は、ICT環境の変化をICT開発指標（IDI）に適切に反映させる必要性に言及するとともに、ビッグデータ及びオープンデータに関する我が国の取組について紹介する等、議論に貢献した。次回会合は、ITU設立150周年記念行事として、2015年（平成27年）11月～12月の間、広島で開催の予定である。

オ 国際連合

国際連合においては、主として国連総会第一委員会、国連総会第二委員会及び経済社会理事会の場において、インターネットを巡る議論が行われている。

（ア）国連総会第一委員会

軍縮と国際安全保障を扱っている国連総会第一委員会においては、2010年（平成22年）12月、国家のICT利用に関する規範等について議論すべきことや2012年（平成24年）から2013年（平成25年）に「国際安全保障分野における情報及び電気通信分野の進歩」に関する政府専門家会合（GGE:Group of Governmental Experts）を開催することなどが決議された。これを受け、2011年（平成23年）9月に、中国、ロシア、タジキスタン及びウズベキスタンの4か国から「情報セキュリティに関する国際行動規範」案が提案され、さらに、2011年（平成23年）12月の決議では、GGEにおいて規範等について議論されることが明確化された。そこで、GGEにおいて同案を含め、サイバー空間におけるルールづくり等について議論がなされた結果、国家のICT利用に関する規範等を含む報告書が、2013年（平成25年）6月に取りまとめられた。

その後、同年12月、第68回国連総会において、「国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野の進展」決議が採択され、同決議により、同GGEの再設置と第1回会合を2014年（平成26年）7月に開催することが

決定された。なお、2015年（平成27年）6月に最終会合となる第4回会合が開催され、同年9月から開会する第70回国連総会において同GGEからの報告が実施される予定である。

（イ） 国連総会第二委員会・経済社会理事会（ECOSOC）

経済と金融を扱っている国連総会第二委員会においては、開発とICTについての議論が行われている。また、2003年（平成15年）にジュネーブで、2005年（平成17年）にチュニスで開催された世界情報社会サミット（WSIS：World Summit on the Information Society）のフォローアップが、経済社会理事会（ECOSOC：Economic and Social Council）に設置されている「開発のための科学技術委員会」（CSTD：Commission on Science and Technology for Development）を中心に行われ、ECOSOCを経て国連総会第二委員会においても議論されている。WSISに関する主要な課題の一つであるインターネット・ガバナンスについては、WSISチュニス会合における成果文書で示されているインターネット政策に関する「協力強化」（enhanced cooperation）の一環として、2011年（平成23年）10月にインドから「インターネット政策委員会」を国連総会に設置することが提唱されたが、実現には至らず、2012年（平成24年）5月に協力強化に関する関係者の意見を集約するため、オープンコンサルテーション会合が開催された。また、その結果を踏まえて同月開催のCSTD第15回年次会合において協力強化の在り方に関する議論が行われ、ECOSOCに提出される決議案が採択された。その後、2012年（平成24年）12月に、第67回国連総会において、「協力強化に関するワーキンググループ（WGEC：Working Group on Enhanced Cooperation）」の設置をCSTD議長に求めること等が決議された。WGECは、2013年（平成25年）5月の第1回会合以降、2014年（平成26年）4月の第4回会合まで計4回開催され、我が国もアジア地域グループのメンバー国の1つとして出席し、同議長報告の作成に貢献した。なお、同議長報告は、2014年（平成26年）5月に開催されたCSTD第17回年次会合において同議長から報告がなされた。

2015年（平成27年）5月に開催されたCSTD第18回年次会合では、「国連総会決議A/RES/68/302（2014年7月31日採択）」で要請されていたCSTDとしての「WSIS成果の実施状況に係る10年レビュー報告書」をECOSOC決議案に盛り込む形で国連総会へ提出することをコンセンサス採択した。なお、決議A/RES/68/302に基づいて、国連総会における「WSIS成果の実施に関する全体総括レビュー」に係るプロセスが今後進められ、本年12月に開催される国連総会における2日間のハイレベル会合によって同レビューが締めくくられる予定である。

カ 世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド交渉

2001年（平成13年）11月から開始された世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）ドーハ・ラウンド交渉では、サービス貿易分野において最も重要な分野の一つとされている電気通信分野について、電気通信市場の一層の自由化に向けた積極的な交渉が展開されている。我が国は、WTO加盟国の中で最も電気通信分野の自由化が進んでいる国の一つであることから、諸外国における外資規制等の措置について、撤廃・緩和の要求を行っている。同ラウンド交渉は、各国の意見対立により中断、再開を繰り返している。2011年（平成23年）12月に開催された第8回WTO閣僚会議においては、ドーハ・ラウンド交渉については、交渉が膠着状態に陥り、当面、一括妥結の見込みは少ないことを認めつつも、目標としての一括妥結は断念しないこと及び部分合意、先行合意等の「新たなアプローチ」を探求することが合意された。2013年（平成25年）12月に開催された第9回WTO閣僚会議においては、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「バリ合意」（貿易円滑化協定等）がなされた。サービス分野においては、2011年（平成23年）末の第8回WTO閣僚会議以降、「新たなアプローチ」の一環として我が国を含む有志国によるサービス貿易自由化に関する議論が継続的に行われ、21世紀にふさわしい新サービス貿易協定（TiSA：Trade in Services Agreement）の策定に向けて、2013年（平成25年）6月から本格的な交渉段階に入っている。

キ 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）では、デジタル経済政策委員会（CDEP：Committee on Digital Economy Policy）における加盟国間の意見交換を通じ、情報通信に関する政策課題及び経済・社会への影響について調査検討を行っている。OECDの特徴は、他の国際機関に比べ、最新の政策課題について、経済的な観点から、より客観的・学術的な議論を行う点にある。CDEPは、通信規制政策、情報セキュリティ、プライバシー等の分野において特に先導的な役割を果たしている。

2011年（平成23年）6月にパリのOECD本部で開催されたインターネットエコノミーに関するハイレベル

会合において策定された「インターネット政策策定原則」が2011年（平成23年）12月にOECD勧告として採択された。また、我が国の提案によりプロジェクトが始動した「オンライン上の青少年保護」に関するOECD勧告が2012年（平成24年）2月に採択された。2013年（平成25年）7月には、OECDプライバシーガイドラインの改訂版が採択された。現在、OECDセキュリティガイドラインの改訂作業が進められている。また総務省はOECD等と連携して、2014年（平成26年）10月に東京で強靱な社会に向けたデータ駆動型経済やイノベーションの促進をテーマとした「知識経済に関するグローバルフォーラム」を開催した。2016年（平成28年）にはメキシコにてインターネット政策やデータを活用した社会的課題の解決などを主なテーマとしたデジタル経済に関する閣僚級会合の開催が予定されている。

ク その他

インターネットガバナンスフォーラム（IGF:Internet Governance Forum）^{*4}は、2005年（平成17年）のWSISチュニス会合における成果文書に基づき国際連合が事務局を設置した、インターネットに関する国際的な政策課題について議論するフォーラムであり、2006年（平成18年）以降毎年開催されている。

2014年（平成26年）9月には、イスタンブール（トルコ）において第9回会合が開催され、①アクセスを可能とするポリシー、②コンテンツの創造、普及及び利用、③成長及び開発のためのエンジンとしてのインターネット、④IGF及びインターネットエコシステムの将来、⑤デジタル・トラストの強化、⑥インターネット及び人権、⑦重要なインターネット資源、をテーマとしてインターネットに関する様々な公共政策課題について議論がなされた。同会合に併せて、高級閣僚級会合が開催され、世界各国の閣僚等により、インターネットが社会経済にもたらす効果、情報の自由な流通や表現の自由の確保等について議論された。インターネットガバナンスに関しては、「将来のインターネットガバナンスに関するグローバルなマルチステークホルダー会合（NETmundial）」が、2014年（平成26年）4月にサンパウロ（ブラジル）で開催され、同年8月には、NETmundial Initiativeの開始が発表された。

また、アジア地域においては、インターネットコミュニティが中心となり、インターネットに関して自由な議論を行うアジア太平洋地域IGFが2010年（平成22年）に設立され、2012年（平成24年）7月、東京において第3回会合が開催された。

我が国は、政府、企業、市民社会などのマルチステークホルダーによる「対話の場」であるIGF等の役割を支持するとともに、積極的に会議へ参加している。

インターネット利用に必要な不可欠なIPアドレスやドメイン名といったインターネット資源については、重複割当の防止等全世界的な管理・調整を適切に行うことが重要である。現在、インターネット資源の国際的管理・調整は、ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）^{*5}が行っており、総務省は、ICANNの政府諮問委員会（各国政府の代表者等から構成）の正式登録メンバーとして、国際的な協力体制の確立に取り組んでいる。2014年（平成26年）は、3月（シンガポール）、6月（ロンドン（英国））及び10月（ロサンゼルス（米国））、2015年（平成27年）は、2月（シンガポール）にICANN会合が開催された。これらの会合では、新たな分野別トップレベルドメイン名^{*6}の導入が主要テーマの1つとなったほか、ドメイン名システムに関して米国商務省国家電気通信情報庁が担ってきた役割の移管に関する議論が行われた。

また、迷惑メール対策機関同士で情報交換等を行うロンドンアクションプラン（LAP: London Action Plan）第10回定期会合を2014年（平成26年）10月に我が国で開催し、我が国から提案したAnti-Spam Library（各国の関係機関が相互に参照可能な迷惑メール対策に関するポータルサイト）の構築を含む、迷惑メール対策の取組強化等を内容とする東京宣言を全会一致で採択した。

*4 インターネットガバナンスフォーラム：<http://www.intgovforum.org/>

*5 ICANN：<http://www.icann.org/>

*6 インターネット上の住所に当たるドメイン名（例、www.soumu.go.jp）のうち、一番右側にある文字列（「.jp」等）のこと。トップレベルドメイン名には、「.jp」等の国別トップレベルドメイン名と「.com」、「.net」、「.tokyo」等の分野別トップレベルドメイン名がある。これまでは、分野別トップレベルドメイン名は、必要性の高いものだけが個別に認められていたが、一定の規則に則った分野別トップレベルドメイン名を追加できる新たな仕組み（新gTLDプログラム）が導入され、新たな分野別トップレベルドメイン名が、2013年（平成25年）以降、順次追加。（ICANNが2012年（平成24年）1月から4月にかけて実施した募集に対し、1930件の応募があった。）

2 二国間関係における国際政策の展開

ア 米国との政策協力

インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話

インターネットエコノミーに関する幅広い政策課題について意見交換し、ICT分野の発展に向けた認識の共有化と地球的規模での課題における具体的連携を推進する観点から、2010年（平成22年）6月に日米両国の間で、「インターネットエコノミーに関する政策協力対話」を行うことで一致した^{*7}。同年11月に第1回を開催して以来、総務省の局長級をヘッドとし、内閣官房IT総合戦略室、内閣官房情報セキュリティセンター、外務省、経済産業省など関係省庁と連携して、米国と意見交換を行っている。

2014年（平成26年）9月には、第6回局長級会合がワシントンD.C.で開催され、①インターネットガバナンスに関するマルチステークホルダーシステムの確保に向けた日米協調、②パーソナルデータの利活用とプライバシー保護、③サイバーセキュリティ、④研究開発協力等その他の分野において、日米で継続的に連携することで一致し、共同記者発表が取りまとめられた^{*8}。また、会合冒頭で日米の産業界から、「日米インターネットエコノミー民間作業部会 共同声明」が提出され、ITU全権委員会議において、日米両政府が、同会議におけるインターネット政策議論が政治的・外交的な駆け引きに使われることが無いことを確保しつつ、新興国が適切なマルチステークホルダーによるコンセンサスをベースとした経済的観点を重視するようイニシアティブをとること等が提言された。さらに、今回の対話の機会に併せて、日米両政府及び産業界によるインターネットエコノミーに関するイベントとして「Wired for the Future: Japan-US Cooperation for New Internet Economy」が初めて開催され、民主主義、情報の自由な流通の確保等といった基本的価値観を共有する日米両国が、全世界的なインターネットエコノミーの発展を協調して先導していくとの姿勢が示された。

イ 欧州との協力

総務省は、欧州の情報通信担当省庁等との間で、情報通信に関する政策協議を開催している。

(ア) 欧州連合（EU）との協力

2015年（平成27年）3月に東京で開催した日EU・ICT政策対話（第21回）において、総務省と欧州委員会は、日EU間の第5世代移動通信システム（5G）に関する協力を強化するために、研究開発分野での協力や国際電気通信連合（ITU）等国際機関での議論における協調等を内容とする総務省・欧州委員会の間での閣僚レベルでの共同宣言に向け所要の準備を進めることが確認されたほか、日EU間の国際共同研究に関し、第3次公募の実施に向けて今後のスケジュール等が確認された。これを受け、2015年（平成27年）5月、総務省と欧州委員会の間で5Gに関する具体的な協力関係の構築を目的とした初めての共同宣言が採択された。

また、政策対話の開催に先立ち、ルールの特通化を通じたデジタル経済の発展に向けた取組等、デジタル経済における重要課題について官民で自由な意見交換を行う場として、日EU・ICT戦略ワークショップ（第1回）が開催された。会合では、日EU双方の①ルールの特通化を通じたデジタル経済の発展についての意見交換、②産業界からのデジタル経済に向けた取組等の紹介、③日・EU以外の第3国への市場アクセスについての取組の共有を通じて、日EU間でさらに協力を深化していくことが確認された。

(イ) 欧州諸国との二国間協力

2014年（平成26年）5月に東京で開催された日仏ICT政策協議（第17回）では、フランス経済・生産再生・デジタル省（フランスの情報通信政策担当省）等との間で、ICT総合政策、国際場裏におけるインターネット政策課題に係る議論、電気通信分野の規制及びブロードバンド普及促進等について、意見交換がなされた。

ウ アジア・太平洋諸国との協力

総務省では、アジア・太平洋各国の情報通信担当省庁等との間で、通信インフラ整備やICT利活用等のICT分野に関する協力を行っている。

インドについては、2013年（平成25年）10月に、インド通信IT省電気通信委員会委員（技術担当）との間で、我が国とインドの情報通信分野における協力関係を強化することを目的とした、継続的かつ包括的な戦略的枠組みである「日印ICT官民戦略対話」の創設等に係る共同声明に署名がなされるとともに、日印合同作業部

*7 インターネットエコノミーに関する日米政策協力：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin06_02000027.html

*8 インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（第6回局長級会合）の結果：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000040.html

会の設置が合意された^{*9}。2014年（平成26年）1月には、インド通信IT大臣との間で、同作業部会の枠組み、取り扱うテーマ等の「日印ICT協力枠組み」について合意がなされ、日印共同プロジェクトの具体化を進めることとされた^{*10}。

これを受け、同年2月、東京においてインド通信IT省との間で「第1回日印合同作業部会」を開催した。また、同年12月、ニューデリーにおける第2回会合において、日印共同プロジェクト（グリーンICT、サイバーセキュリティ協力、防災ICT、社会的課題解決のためのICT利活用）の実施を決定した。

インドネシアについては、2015年（平成27年）2月、日インドネシアICT協力枠組みに基づく第4回「日インドネシアICT共同作業部会」を東京で開催した。本会合では、我が国から、デジタル・ディバイド解消（ルーラルエリアにおけるブロードバンド普及）、防災ICT（災害発生時に通信インフラ構築を可能とするICTユニット）等の日インドネシア共同プロジェクトを提案し、実施を合意するとともに、インドネシア側が関心を有する、放送政策、地上デジタル放送移行後の跡地利用、電波監視等について意見交換を行い、これらの分野における協力に向けた検討を継続していくことを確認した。

シンガポールについては、2014年（平成26年）6月、総務省とシンガポール情報通信開発庁との間で、第3回「日シンガポールICT政策対話」をシンガポールで開催した。本対話では、ICT戦略、消費者保護、国際ローミング、セキュリティ対策、インターネットガバナンス及び2020年に向けたASEANと日本とのICT分野に係る協力活動の方向性といった多岐にわたる分野で意見交換を行い、今後も両国が直面する共通の政策課題について、国際的な議論の場も含め、連携して取り組んでいくことで一致した。

また、豪州については、2015年（平成27年）2月、シドニーにおいて総務省と豪州通信省との間で、スマート社会構築のための日豪ICT政策対話（第1回会合）が開催された。会合では、日豪両国の消費者に裨益する国際ローミング料金の引下げや、準天頂衛星を活用したG空間プロジェクトの推進をはじめ、インターネットガバナンス等を巡る国際協調の推進、医療・介護分野、防災分野及びインフラ維持管理へのICTの利活用、プライバシー保護、e-government等、インターネット及びICTに係る重要な議題について広範な議論がなされ、日豪両国は、政策面でのベストプラクティスの共有の重要性を認識し、今後も定期的に対話を実施することを確認した。

*9 「日印ICT官民戦略対話」の創設等を内容とする共同声明への署名：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin09_02000021.html

*10 「上川総務副大臣のウズベキスタン共和国及びインド共和国への訪問結果」：
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin09_02000023.html